

未成年者の財産に関する必要資料

【原本】と書かれたものについては、資料そのものを提出してください。

【コピー】と書かれたものについては、別添の「提出資料の作成方法」にしたがってとったコピーを提出してください。

※ 亡親の財産に関する資料も提出してください。

1 不動産（土地・建物）

固定資産評価証明書 【原本】	・最新の原本を提出してください。 ・ 未成年者名義の他、未成年者の相続分又は共有持分のある不動産についての資料も提出してください。	不動産の所在地の市町村役場で取り寄せてください。
不動産登記全部事項証明書（不動産登記簿謄本） 【原本】		法務局におたずねください。

2 預貯金（普通・定期・定額など）

預貯金通帳、 預貯金証書 【コピー】	・必ず記帳してからコピーをとってください。また、余白部分に最後に記帳した日を記載してください。 ・「提出資料の作成方法」3のとおりコピーをとってください。 ・以前提出していただいたことがあれば、前回提出した分以降のコピーを提出してください。 ・1冊の通帳に普通預金のほか、定期預金や定額貯金などが記載されている場合、両方のコピーを提出してください。 ・通帳を更新している場合、更新前の通帳の該当部分のコピーも提出してください。
------------------------------	---

3 有価証券（株式・国債・社債・手形・小切手など）

残高証明書、取引報告書など	【コピー】
国債【原本】	受付で原本確認をします。国債をコピーすることは違法です。

4 生命保険・損害保険

保険証書【コピー】	裏表両面についてコピーをとってください。
-----------	----------------------

5 現金・その他（施設預り金等）

出納簿など	【コピー】
-------	-------

6 負債

借用書、支払明細書	【コピー】
-----------	-------

7 定期収入

年金支給額決定通知書	【コピー】
家賃収入、地代などの収入がわかる資料	【コピー】

8 定期支出

納付（納税）通知書	【コピー】
医療費、学費などの領収書	【コピー】